

## 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）抜粋

### 第 15 条

#### 第 1 項 （省略）

#### 第 2 項

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

#### 第 3 項ないし第 5 項 （省略）

### 第 16 条

前条第 2 項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。